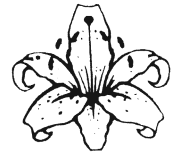


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 9 月 28 日 (火曜日)

定期第 244 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	監査の結果により講じた措置について	532
○規則		○公告	
国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (健康医療・医療保険課)	531	都市計画の図書の写しの縦覧 (2 件) (県土整備・都市計画課)	535
○告示		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	535
看護職員就業実態調査 (病院) の実施 (健康医療・医療課)	531	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	535
看護職員就業実態調査 (訪問看護ステーション) の実施 (健康医療・医療課)	532	○入札公告	
道路の区域変更 (2 件) (県土整備・道路管理課)	532	落札者等の公告 (企業・会計課)	535
○監査委員公表		○正誤	536

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

**規 則**

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 79 号

**国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則**

国民健康保険法施行条例施行規則 (平成 30 年神奈川県規則第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条の表を次のように改める。

一般被保険者数	補正係数
5,000 人未満	0.23
5,000 人以上 20,000 人未満	0.23 に一般被保険者数 5,000 人から計算して 1,000 人を増すごとに 0.024 を加えた値
20,000 人以上 35,000 人未満	0.59 に一般被保険者数 20,000 人から計算して 1,100 人を増すごとに 0.03 を加えた値
35,000 人以上 50,000 人未満	1 に一般被保険者数 35,000 人から計算して 1,100 人を増すごとに 0.03 を加えた値
50,000 人以上 100,000 人未満	1.409 に一般被保険者数 50,000 人から計算して 1,200 人を増すごとに 0.032 を加えた値
100,000 人以上 200,000 人未満	2.742 に一般被保険者数 100,000 人から計算して 1,300 人を増すごとに 0.032 を加えた値
200,000 人以上 400,000 人未満	5.203 に一般被保険者数 200,000 人から計算して 1,600 人を増すごとに 0.032 を加えた値

400,000 人以上 1,000,000 人未満	9.203 に一般被保険者数 400,000 人から計算して 1,800 人を増すごとに 0.04 を加えた値
1,000,000 人以上	22.536

**附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

**神奈川県告示第 592 号**

神奈川県統計調査条例 (平成 20 年神奈川県条例第 54 号) に基づき、看護職員就業実態調査 (病院) を次のとおり実施する。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 調査目的
 

県内の病院における看護職員の就業状況について実態を調査し、今後の看護職員確保施策に活用するための基礎資料とする。
- 調査範囲
 

県内に所在する 336 病院
- 調査事項
  - 回答者の属性
  - 看護職員数、退職者数及び看護補助者数
  - 看護職員の採用状況 (新卒採用・経験者採用)
  - 看護職員の退職理由及び退職後の進路
  - 新人看護職員の研修実施状況
  - 看護師特定行為研修の受講状況
- 調査方法
 

県がインターネット上に公開する調査票を用い、回答者の自計申告により行う。

発行  
横浜市 中区 日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一  
印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜 (〇四五) 五七一三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

5 調査期間

令和3年10月1日から同月29日までとする。

神奈川県告示第593号

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）に基づき、看護職員就業実態調査（訪問看護ステーション）を次のとおり実施する。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査目的

県内の訪問看護ステーションにおける看護職員の就業状況について実態を調査し、今後の看護職員確保施策に活用するための基礎資料とする。

2 調査範囲

県内に所在する805訪問看護ステーション

3 調査事項

- (1) 回答者の属性
- (2) 訪問件数
- (3) 看護職員数、看護職員以外の従事者数及び看護職員の年代別構成
- (4) 看護職員退職者数、退職理由及び退職後の進路
- (5) 看護職員経験者採用数及び採用前の就業状況
- (6) 看護職員の採用状況（新卒採用）並びに新任訪問看護師育成マニュアル及びプログラムの活用状況
- (7) 看護職員の保有資格
- (8) 看護師特定行為研修の受講状況

4 調査方法

県がインターネット上に公開する調査票を用い、回答者の自計申告により行う。

5 調査期間

令和3年10月1日から同月29日までとする。

神奈川県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和3年9月28日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

一般国道

2 路線名

134号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
三浦市初声町入江字二番地176番2地先から	旧	17.8メートルから	4メートル
同 まで		19.9メートルまで	
同	新	同	同

神奈川県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和3年9月28日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横須賀三崎

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
三浦市初声町入江字二番地176番2地先から	旧	17.8メートルから	4メートル
同 まで		19.9メートルまで	
同	新	同	同

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第18号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年9月28日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 5 月 14 日（神奈川県公報号外第 34 号）神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項 7 団体に係る 12 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般財団法人 神奈川県厚生 福利振興会	令和 2 年 11 月 4 日 (令和 2 年 9 月 29 日 及び同月 30 日職員 調査)	(不適切事項) 会計事務処理において、平成 30 年 10 月分ラグビーレディースローカップ神奈川県職員観戦チケット販売助成金 367,000 円について、平成 30 年度に発生した費用であるにもかかわらず、同年度の費用として処理していなかったため、正味財産増減計算書の経常費用が 367,000 円過小であった。	不適切事項については、決算事務処理の理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、決算事務に対する意識向上や再教育を徹底していくことにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(2) 環境農政局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 かながわ海岸 美化財団	令和 2 年 11 月 5 日 (令和 2 年 9 月 24 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、海岸清掃業務委託契約 6 件（契約額計 9,766,533 円）の締結に当たり、公益財団法人かながわ海岸美化財団財務規程に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、担当者の認識不足に加え、組織としてのチェック体制も機能していなかったことにより、契約書の作成を失念してしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、当財団財務規程を順守するとともに、複数人による確認の徹底等により適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(3) 健康医療局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政 法人神奈川県 立病院機構	令和 2 年 11 月 17 日 (令和 2 年 10 月 7 日 から同月 9 日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県立がんセンターが購入等した手術支援ロボット用カメラスコープ代ほか 2 件、計 15,990,739 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県立がんセンターにおける検査廃液収集・運搬及び処分業務委託契約（支出額 1,795,620 円）について、競争入札により落札者を決定していたにもかかわらず、処分業務については、当該落札者以外の者と契約を締結していた。 (2) 神奈川県立こども医療センターにおける建物に係る固定資産賃貸借契約（年額 663,807 円）について、令和元年 10 月 1 日以後の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴って、地方独立行政法人神奈川県立病院機構固定資産貸付規程に基づき貸付料を改定し、契約相手方と協議を行った上で変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、支払期日の管理が不十分だったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 神奈川県立がんセンターにおける検査廃液収集・運搬及び処分業務委託契約については、会計規程や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に対する理解が不十分だったものである。 今後は、このようなことがないよう、制度解釈、法令解釈に十分に留意して、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 (2) 神奈川県立こども医療センターにおける建物に係る固定資産賃貸借契約（契約期間：平成 30 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）については、消費税率等の改正に関する経過措置に係る理解が不十分だったことによるものであり、契約相手方と令和 3 年 1 月 27 日付けで改正後の消費税率及び地方消費税率を反映した変更契約を締結した。また、令和元年度及び令和 2 年度の消費税及び地方消費税の税率引上げ分に係る差額計 18,405 円については、契約相手方に令和 3 年 2 月 3 日付けで請求し、同月 26 日に入金された。 今後は、このようなことがないよう、当法人の契約に係る法令の改正時には、契約中の全ての案件について契約内容変更の要否を確認すること等

			により、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公立大学法人 神奈川県立保 健福祉大学	令和 2 年 11 月 16 日 (令和 2 年 10 月 5 日 から同月 8 日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和元年 12 月分光電話利用料 24,954 円及び同月分インターネット利用料 22,000 円について、支出手を失念したため納付期限後に支払っていた。 2 契約事務において、2019 年度ヘルスイノベーションスクール広報業務委託契約 (契約額 4,265,188 円) について、契約締結時に契約書を作成すべきところ、業務の開始後に作成していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、会計システム上において、支払手続を行ったものの、納付手続を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、例月で支払がある案件については、あらかじめ作成した一覧表により、支払伝票の起票状況や納付手続の進行管理を行うとともに、所属で納付日を共有することで、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 契約事務については、ヘルスイノベーションスクールの開設に伴う経理事務の増加等により、担当者が契約書の作成を失念したものであるが、所属としての進行管理も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行書類を進捗状況に応じた保存場所に格納し、複数の職員による進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
社会福祉法人 神奈川県総合 リハビリテー ション事業団	令和 2 年 11 月 20 日 (令和 2 年 10 月 8 日、 同月 9 日、同月 12 日及び同月 13 日職 員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、平成 31 年 2 月分後納郵便料金 1 件、114,948 円のうち 12,648 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 135 円を支払っていた。 2 契約事務において、ウェブサイト開発・保守基本契約 (保守管理委託契約月額 108,000 円、令和元年度支払額 1,308,000 円) ほか 1 件について、令和元年 10 月 1 日以後の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う増額分に関する変更契約書を作成していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、後納郵便の支払において、請求額の一部を別に執行するに当たり、郵便局から送付された請求書の複写を、担当部門に渡すことを失念したことが原因である。 今後は、このようなことがないよう、代表する部門が利用金額の取りまとめを行った後に支払手続を行うことで、手続の簡素化を図り、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 契約事務については、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う増額分に関する変更契約書の作成を失念したことによるものであり、ウェブサイト開発・保守基本契約は、令和 3 年 2 月 8 日付けで、ほか 1 件の契約は、同月 12 日付けで、それぞれ契約の変更を行った。 今後は、このようなことがないよう、消費税率及び地方消費税率の変更がある場合は、複数の職員で契約内容を確認するとともに、今後の税率の変更に柔軟に対応できる契約条項に変更するなど、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(4) 産業労働局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政 法人神奈川県 立産業技術総 合研究所	令和 2 年 10 月 30 日 (令和 2 年 9 月 23 日 から同月 25 日まで 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和元年 10 月分の産学公技術連携データベースシステム情報基盤 (セキュリティ) 管理委託料 473,000 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、管理・情報棟エレベーター改修工事 (契約額 20,625,000 円) について、入札の落札者がなかったことから新たな入札を行うべきであったところ、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程で定められた緊急の必要性により競争入札に付すことができない場合に該当するとして、一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、複数のチェック機能が働かなかったこと、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約一覧表を作成し、複数の職員による進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 契約事務については、当該工事を早急に行う必要があったため、入札の落札者がなかった場合には、緊急の必要性により、一者随意契約の締結が可能な案件に該当すると誤って認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、緊急案件として随意契約を締結する場合の手続を明確化した。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(5) 県土整備局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容

神奈川県住宅供給公社	令和 2 年 11 月 4 日 (令和 2 年 9 月 28 日 から同月 30 日まで 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、労働者派遣基本契約(単価契約、支払額 6,487,615 円)に係る令和元年 5 月分の支払額 548,947 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、派遣労働者の派遣料に係る支出額一覧表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
------------	---	---	---

公 告

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画地区計画関内駅前地区地区計画
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別用途地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市白根字高林 542 の 1 ほか 15 筆
開発区域の面積	1,963.94 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町 3-2 の 22
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 5 月 17 日 神奈川県指令平土第 610007 号

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 9 月 28 日

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市上郷 1-158 の 1
開発区域の面積	1,499.78 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市中区不老町 1-6 の 10
開発許可を受けた者の氏名	株式会社うさぎや 代表取締役 石田 弘一
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 3 月 15 日 神奈川県指令厚土東第 610073 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市柏ヶ谷字瀧ノ本 123 番 2 ほか 4 筆
開発区域の面積	1,365.53 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市柏ヶ谷 124 の 2
開発許可を受けた者の氏名	田野口 清子
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 2 年 12 月 24 日 神奈川県指令厚土東第 610058 号 (令和 3 年 3 月 22 日 神奈川県指令厚土東第 610076 号) (令和 3 年 8 月 10 日 神奈川県指令厚土東第 610029 号)

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 長谷川 幹 男

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

- (1)上下水道料金管理及び新工事積算システム機器等の賃貸借及び保守 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 3 年 7 月 21 日 (4)三菱 HC キャピタル株式会社 神奈

川法人支店 横浜市西区高島 1-1 の 2 (5)146,704,800円 (6)一般競争入札 (7)令和 3 年 6 月 8 日

2

(1)管路情報システム機器等の賃貸借及び保守 (2)神奈川県企業庁 企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 3 年 8 月 25 日 (4)三菱HCキャピタル株式会社神奈川法人支店 横浜市西区高島 1-1 の 2 (5)247,560,720円 (6)一般競争入札 (7)令和 3 年 7 月 9 日

3

(1)新工事積算システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 3 年 9 月 6 日 (4)株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3-4 の 1 (5)67,405,800円 (6)一般競争入札 (7)令和 3 年 7 月 20 日

**正 誤**

令和 3 年 9 月 10 日号外第 55 号

警察・生活安全総務課

ページ	1	行目	上から13
誤	青少年の健全な育成を図るための施設として指定する施設（平成11年神奈川県告示第191号）は、廃止する。		
正	青少年の健全な育成を図るための施設として指定する施設（平成11年神奈川県告示第191号）は、廃止する。 令和 3 年 9 月 10 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治		